

## 分科会別検討項目【議会・行政分科会】

事例研究をもとに、議会・行政分科会で意見を出し合っていたいただきたい項目

### 1 町長や行政は、まちづくりにどんな関わりをすればよいのか？

<役割や責務>

#### 【参考】

- 地方自治法第 139 条第 2 項に定める「町長」
  - ・同法第 147 条  
「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」
  - ・同法第 180 条の 5 の「その他の執行機関」  
「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員」「農業委員会」  
「固定資産評価審査委員会」
  - ・同法第 172 条他 町長の補助機関である職員
- 地方自治法第 2 条第 14 項より  
「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」
- 「三芳町協働のまちづくり条例」第 6 条(町の責務)より  
「町政運営に当たって、住民参加の機会を確保」  
「町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供」  
「住民がまちづくりに参加しやすい環境づくり」
- 憲法第 15 条第 2 項  
「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」

## 2 議会や議員は、まちづくりにどんな関わりをすればよいのか？

<役割や責務>

### 【参考】

#### ● 「三芳町議会基本条例」より（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、公平性及び透明性確保
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映
- (3) 町民の多様な意見を基に、政策提言・政策立案の強化
- (4) 町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているか監視・評価
- (5) 町民に開かれた議会、議会改革推進
- (6) 町民の関心が高まるよう分かりやすい議会運営 他

#### ● 「三芳町協働のまちづくり条例」より第8条（議会の役割）

「住民の意思が適切に反映されるよう調査及び監視」

「総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定」

### 3 情報公開及び情報共有

#### 【参考】

##### ●「三芳町情報公開条例」より

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号<sup>※</sup>に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。 ※次の各号 省略

(情報提供の推進)

第23条 実施機関は、町の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により町民に明らかにされるよう、情報の提供の推進に努めなければならない。

### 4 個人情報保護

#### 【参考】

##### ●「三芳町個人情報保護条例」より (収集の制限等)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等(法令又は条例をいう。以下同じ)に定めがあるとき。

(略)

(7) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(略)

## 5 総合振興計画

### 【参考】

地方自治法の改正により、策定するか否かは市町村の自由裁量となった。

## 6 行政運営

### (1) 行財政運営

#### 【参考】

- 地方自治法第2条の記述より  
「最少の経費で最大の効果…」 「常にその組織及び運営の合理化…」
- 三芳町第4次総合振興計画等の記述より  
「健全な財政運営」「財源の確保」「財産の適正管理・運用」  
「財政状況及び財産の保有状況の公表」
- 三芳町第4次行政改革大綱等の記述より  
「選択と集中」「民間活力」「財政の見える化」「組織のスリム化」  
「職員の意識改革」「町有財産の効率運用」…

## (2) 審議会等委員

### 【参考】

- 「三芳町審議会等のあり方に関する基本指針」より
- ① 会議公開の原則（→情報公開条例第 25 条に基づく）  
（→手続／審議会等の会議の公開に関する指針）
- ② 委員公募に努める（→手続／審議会等の委員公募に関する要綱）
- ③ 女性委員構成 3 割以上に努める

## (3) パブリック・コメント

### 【参考】

- 「三芳町パブリック・コメント手続条例」より（定義）
- 第 2 条 町が行う重要な施策等の策定にあたり、その策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を事前に公表し、公表したものに対して広く住民からの意見、提案及び情報の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、住民から提出された意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

#### (4) 行政評価

##### 【参考】

- 「三芳町行政評価（外部評価）試行実施要綱」より 第2条（目的）
  - ①効率的で質の高い行政運営
  - ②住民視点に立った成果重視の行政運営
  - ③行政の説明責任と透明性
  - ④職員の意識改革 等

#### (5) 政治倫理及びコンプライアンス

##### 【参考】

- 「三芳町長等政治倫理条例」（町長、副町長及び教育長関係）参照
- 「三芳町議会議員政治倫理条例」 参照
- 「三芳町コンプライアンス条例」（職員法令遵守関係）参照

(6) 説明責任、意見・要望・苦情等へ対応